

香川県建設工事従事者安全確保推進計画検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、香川県建設工事従事者安全確保推進計画検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する講ずべき施策等を検討し、香川県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を変更することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状・課題等の整理
- (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
- (3) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 県内建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、別表に定める構成員をもって組織する。

- 2 会長は、香川県土木部土木監理課長をもって充て、検討会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 構成員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、検討会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川県土木部土木監理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から適用する。

(別表)

香川県建設工事従事者安全確保推進計画検討会 構成員

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|-----------------------------|------|--------|
| (一社) 香川県建設業協会 | 専務理事 | 河井 淳 |
| 建設業労働災害防止協会香川支部 | 事務局長 | 岡川 正夫 |
| 建設産業専門団体四国地区連合会 | 会長 | 武田 美治 |
| 国土交通省四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 | 課長 | 中村 まどか |
| 厚生労働省香川労働局 労働基準部健康安全課 | 課長 | 角井 尚規 |
| 香川県土木部土木監理課 | 課長 | 幸田 安隆 |
| 香川県土木部技術企画課 | 課長 | 小笠原 克典 |
| 香川県商工労働部労働政策課 | 課長 | 渡邊 篤志 |